

財務省告示第四百七十号	国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵	省令第三十号）第六条第一項の規定に基づき、平	成十七年十二月十五日に発行する利付国債の発行	条件等を次のとおり告示する。	平成十七年十二月十四日	財務大臣 谷垣 禎一	一 名称及び記	号	二 発行の根拠	の法律及びそ	の法律及びそ	三 振替法の適	四 発行方法	五 発行額																		
							利付国庫債券（二年）（第二百三	十九回）	財政法（昭和二十二年法律第三	十四号）第四条第一項及び平成	十七年度における財政運営のた	めの公債の発行の特例等に関す	る法律（平成十七年法律第十九	号）第二条第一項並びに国債整	理基金特別会計法（明治三十九	年法律第六号）第五条第一項	社債等の振替に関する法律（平	成十三年法律第七十五号。以下	「振替法」という。）の規定の適	用を受けるものとし、その振替	機関は日本銀行とする。	日本郵政公社による国債の募集	の取扱い及び取得による発行	額面金額で九百億円	うち、財政法第四条第一項の規	定に基づき発行する利付国債に	ついては、額面金額で二百億千	二百万円、平成十七年度におけ	る財政運営のため公債の発行	の特例等に関する法律第二条第	一項の規定に基づき発行する利	

六	七	八	九	十	十一	十二	十三
払込金額	最低額面金額	振替単位	発行日	募集価格	利率	初期利子	第二期利子以後
付国債については、額面金額で	六、百四十五億三千八百七十	円、国債整理基金特別会計法第	五条第一項の規定に基づき発行	する利付国債については、額面	金額で五十四億四千九百三十	万	八、百九十九億四千六百万円
の記載又は記録は、最低額面金額	の整数倍の金額によるものと	する。	平成十七年十二月十五日	額面金額百円につき九十九円九	角四分	年・二パーセント	平成十八年六月十五日を支払期
とし、次の算式により算出した	金額を支払う。ただし、支払期	が銀行休業日に当たるときは、	その翌営業日に支払う（以下、	次号及び第十四号において規定	する期日について同じ。）。	$\frac{\text{額面金額} \times 0.2 \times 1}{100 \times 2}$	毎年六月十五日及び十二月十五
日を支払期とし、各支払期にお	いて、その日以前六月間に属す	る利子を支払う。					

十八	十七	十六	十五	十四
払込期日	募集期間	払場所	元利金支額	償還金額
平成十七年十二月十五日	平成十七年十二月二日から平成十七年十二月十五日まで	日本銀行	日額	平成十九年十二月十五日